

資料1-1

新事業創出戦略委員会及び研究開発戦略委員会の設置

平成二十三年二月十日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第十二号

主査代理を置く。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

本部会に「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」（平成二十三年諮問第十七号）に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

1 新事業創出戦略委員会

ICT市場の構造変化と将来像及び今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性（新事業創出戦略に関するものに限る。）に関する専門的な事項

2 研究開発戦略委員会

ICT市場の構造変化と将来像及び今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性（研究開発戦略に関するものに限る。）に関する専門的な事項

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。
2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。